

厚生労働省の民間建立戦没者慰霊碑等の維持管理施策と

岡山県偕行会の活動

岡山県偕行会会長

永岑 富彦 陸自66

1 はじめに

厚生労働省は、平成31年度から「国内民間建立慰霊碑移設等事業」の補助金要件を緩和したが、平成30年度、その事業の前提となる「国内民間建立慰霊碑の状況調査」(以下、「状況調査」)を各都道府県に依頼し、年度末にその集計結果として、「各都道府県の戦没者慰霊碑の管理状況」を発表した。

岡山県偕行会は、平成27年度から、県下の戦没者の慰霊顕彰のための忠魂碑等の現況調査を継続しているが、厚労省の本事業に対する理解を深め、岡山県が報告した「各市町村の状況調査票」を、岡山県偕行会の現況調査結果と対比しつつ分析し、県・市町村と連携を深めていく所存である。

平成30年度以前の厚生労働省の戦没者慰霊碑に関する事業と岡山県偕行会の活動の概要を整理するとともに、平成31年度(令和元年度)の厚生労働省の新しい施策を紹介し、その施策に伴う岡山県偕行会の県・市町村との連携要領について説明する。

2 平成30年度以前の厚生労働省の戦没者慰霊碑に関する事業

① 厚生労働省は、平成26年度、各都道府県に対し初めて慰霊碑の状況調査を依頼した。

その状況調査票の項目は、「碑の名称・所在地・竣工年月日・建立者・管理者・備考(現在の管理状況等)」であった。そして、年度末に調査結果として、各都道府県の「慰霊碑総数及び管理良好・管理不良・不明の各碑数」について公表した。

この状況調査を、更に平成27年度から3カ年計画で継続した。

② 平成28年度、「国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱」に定める補助金制度を新設した。

その概要は、建立者等が不明で、維持管理が不良で、倒壊等の危機がある慰霊碑を対象とし、自治体が独自事業として移設等を行う場合、その経費の(上限25万円)を補助するものである。

この補助金制度を平成30年度まで継続した。

③ 平成30年度10月、各都道府県に対し新たに慰霊碑の状況調査を依頼した。

その状況調査票の項目に、新たに「慰霊碑の状況・管理の状況・慰霊碑の対象(先の大戦の戦没者・それ以外の戦没者)・旧軍用地内にある碑」を追加した。

そして、年度末に調査結果として、各都道府県の慰霊碑の管理状況について、「慰霊碑の数・慰霊碑の管理状況(概ね良好・やや不良・不良・不明の各数)・慰霊碑の敷地の管理状況(概ね管理良好・やや不良・不良・不明の各数)」を公表した。

3 平成30年度以前の岡山県偕行会の忠魂碑等の現況調査活動

① 平成27年7月、岡山県保健福祉課から提供された「民間建立戦没者慰霊碑の状況調査票」に基づき、先ず、偕行会会員居住の11個市町村から重点的に現地調査を開始、その後、他の市町村に調査を拡げ、当年度315基の忠魂碑等を調査した。

なお、県の調査との相違は、調査対象に慰霊碑(塔)等だけでなく、御霊神社・地区の護国神社・招魂社・英霊廟・慰霊観音堂・靖国神社遷拝所等の各種慰霊顕彰施設を含めたこと、同一敷地内の複数の碑・社等は、付属の碑(例：芳名碑等)の取扱いにばらつきを生じるために1基にカウントしたことである。

② 平成28年度以降、県の「状況調査票」に未報告及びゼロ報告の12個市町村を主体に現地調査を継続し、その調査結果を市町村別に、「忠魂碑等現況調査票」を整備して、県及び当該市町

村に通報した。

③ 現地調査の継続に当たり、考慮した事項

ア 県の「状況調査票」以外に、遺族連盟の「創立記念誌」等の活用

イ 市町村の図書館、公民館、郷土資料館等の利用

ウ 神社の宮司、寺の住職、小学校の校長及び地区の古老等からの聞き取り

エ 各地区の「住宅地図」から、「記念碑(記号)」の所在を把握し、既調査済みの碑等との関連をチェックした上で、現地確認をした。

この際、事前に、市町村の合併の歴史等から地区の生い立ちを研究し、碑等の所在位置を予察した後、現地偵察を実施した。(自衛官時代の現地戦術・図上戦術及び戦闘戦史の現地研究等の経験を生かしたことを申し添えたい)

④ 現地調査の継続と並行して、調査結果のデータの整備及び管理について考慮した事項

ア 調査結果のデータの整備及び管理の主眼を、今後の忠魂碑等の維持管理に資するため、一貫性をもって継続的に整備し、有効に活用出来るよう管理することとした。

イ 試行を反復しつつ、平成29年6月に、「忠魂碑等の現地調査結果のデータの整備とその管理の基準」を定め、各市町村別に「状況調査票」の様式を

統一し、調査項目の用語の定義を明示した。

・特に、調査項目「管理状況」については、良好・不良等の用語を使用せず、

①・②・③に区分し、④は地区での集中管理・統廃合及び市町村の支援等維持管理上の参考事項、⑤は碑の崩壊等及びごみの散乱等の維持管理上の問題

点、⑥は歴史的価値、地元の特性等との関連を、それぞれ具体的に明記した。

・現地における碑等の写真（画像）処理は、この段階では未解決であった。

・データの整備及び管理の責任を、全般については会長・事務局長等、地区別（備前・備中・美作）については地区担当理事等にそれぞれ明示した。

ウ 県からの要望により、本基準を提

供した。

⑤ 平成30年6月、新規事業として、ホームページ「岡山県偕行会」の開設

ア ホームページの開設は、懸案の画像処理を含め、調査結果の複雑多岐な

データの整備及び管理を容易にする

とともに、不特定多数の対象者への調査結果についての情報発信を可能にした

という両面の意義がある。

イ ホームページの経費は、広報担当理事が作成及び維持管理を担当しているため、毎月のサーバー借用料の支払いのみで、その他の経費はない。

ウ ホームページの特徴は、調査済み

の個別の碑等のデータ（画像及びアクセスマップを含む）を全て紹介していることである。その細部については、ホームページにアクセスして頂き、確認をお願いする。

エ 県・市町村及び各種団体等に、ホームページの開設を連絡した。

4 平成31年度（令和元年度）の厚労省「国内民間建立慰霊碑移設等事業」に対する岡山県偕行会の活動

① 厚労省のホームページで、30年度の状況調査の集計結果（岡山県の管理状況）及び「31年度慰霊碑移設等事業」の補助金要件の緩和内容を確認した。

30年度までと比較すると、次の事項が緩和された。

ア 補助事業の対象となる慰霊碑に、「建立者等が不明又はそれに準ずる状態」を、更に「建立者等が明らかであるが高齢のため建立者等が維持管理を行うことが困難であると認められる場合」を追加

イ 12の補助の上限額を25万円から50万円に引き上げ

② 県保健福祉課から、厚労省に報告した「各市町村の状況調査票」を受領した。更に、厚労省の集計結果の「管理状況」について、市町村別のデータを要求したが、県では不明との回答を得た。

「問題点」

各市町村が報告した「状況調査票」を県が取りまとめ、厚労省に報告し、厚労省は、集計結果を、厚労省の基準で「各都道府県の管理状況」として公表している。

しかしながら、管理評価の根拠となる基準を各都道府県に示していないため、県・市町村が、調査した碑の評価について、厚労省の認識と一致しているかどうか不明であり、データが「慰霊碑移設等事業」のために有効に活用されていない。

5 「問題点」解決のための岡山県偕行会の厚労省、県・市町村への対応

① 厚労省との質疑応答（以下、メールの原文を紹介する）

ア 厚労省へメールで質問を送信した結果、厚労省から、会長宛にメールで回答あり。

〔回答メールの原文〕

ご照会の件について、国内民間建立慰霊碑を担当しております厚生労働省社会援護局事業課より回答いたします。

平成31年3月岡山県からご回答いただいた、「民間建立戦没者慰霊碑の状況調査票」は、別添ファイル1（編集注：略）の記載例に基づいて記載しております。

記載された方により、ただ「不良」と記載されているケース、「不良（土台が傾斜し倒壊の危険がある）」と記載されているケースと様々であるため、当方で次の基準により分類、集計したものが別添ファイル2（編集注：26頁に一部掲載）です。

「慰霊碑の管理状況」は、状況調査票（別添ファイル1）の慰霊碑の状況欄の記載事項を

1 「概ね良好」（良好）

2 「やや不良」（経年劣化など）

3 「不良」（倒壊の危険があるなど）

4 「不明」（不明）

と記載されているケース、「不良（土台が傾斜し倒壊の危険がある）」と記載されているケースと様々であるため、当方で次の基準により分類、集計したものが別添ファイル2（編集注：26頁に一部掲載）です。

「慰霊碑の管理状況」は、状況調査票（別添ファイル1）の慰霊碑の状況欄の記載事項を

1 「概ね良好」（良好）

2 「やや不良」（経年劣化など）

3 「不良」（倒壊の危険があるなど）

4 「不明」（不明）

に分類し集計しました。

「慰霊碑の敷地の管理状況」は、状況調査票の管理の状況欄の記載事項を

1 「概ね良好」（清掃作業、慰霊祭を行っているなど）

2 「やや管理不良」（管理されている様子は無いなど）

3 「管理不良」（放置され荒廃しているなど）

4 「不明」（不明）

に分類し集計しました。

イ 厚労省へメールで第2段の質問を送信した結果、第1段同様、メールで回答あり。

〔回答メールの原文〕

ご照会の件について回答いたします。

質問1 補助金の交付要綱によると「移設等」が条件で、「現在の敷地内の

碑の再建・補修」及び「現在の敷地の改修等整備」は、含まれないと解釈されるが、その理由は？

回答1 補修を含む民間建立慰霊碑の維持管理は建立者が行うべきであると考えております。

「民間建立慰霊碑移設等事業費補助金」は、あくまでも建立者等不明又はそれに準ずる状態であつて、かつ倒壊の危険があるなど管理状況が不良である慰霊碑について、戦没者慰霊や住民安全の観点から、都道府県または市町村の独自事業として慰霊碑の移設等を行う場合に、国が一部補助を行うものであるため、補修は補助の対象になりません。

質問2 県の担当者の説明によると、移設の対象となる碑は、先の大戦の戦没者に限定しているとの事であるが、その理由は？

回答2 当局では、他の事業も含め「先の大戦（日中戦争以降）」の戦没者を対象としており、当該事業についても「先の大戦（日中戦争以降）」の戦没者を慰霊している碑を事業の対象としています。なお、先の大戦以前の戦没者も一緒に奉つている碑は、事業の対象となることを申し添えます。

② 問題提起及び参考資料の提供
今回の質疑応答を踏まえ、厚労省へメールで所見を伝達するとともに、借

行会作成の資料を参考として添付した。（会長からのメールの原文）
質問へのご回答を頂きまして、ありがとうございます。ございました。

今回の調査に基づく「管理状況の集計結果」及び「状況調査票」を、岡山県借行会の現地調査を踏まえ分析した結果について、僭越ながら、所見を述べさせて頂きます。

ア 分析に当たつての基本的な考え方は戦没者の慰霊顕彰施設は複雑多岐であるので、実態を現況調査の上、現状分析をし、国・県市町村・遺族連盟等関係団体が共通の認識の下、相互に協力して、当該施設を末永く維持管理すべきであると考えております。

そのため、岡山県借行会としては、その一助として、県下全域に亘り現地調査をしてその結果を、県・市町村に情報提供するとともに、岡山県借行会のホームページで紹介しています。

イ 全般所見
本件の事業費補助金について、過去の実績例から、活用が十分ではないとの認識を持っています。

その原因は、本事業の重要性等に関する県・市町村の無関心、及び交付条件と現状との乖離等が推測されます。

以下、現状認識について問題点を提起しますが、本事業の成果達成の一助になれば幸甚です。

ウ 細部所見

① 「民間建立」と位置付けている慰霊碑の中に、戦前、町村が建立した碑が現存しており、遺族連盟の中には、町村の建立は、国策によるものだという認識がある。

② 当該事業対象を、他の事業との関連で「先の大戦（日中戦争）」の慰霊碑に限定しているが、明治・大正に建立した現存の碑は、「倒壊の危険」や「経年劣化」が顕著であり、また建立者等が不明のケースが多い。

本事業の目的に照らし、このような実態から、限定することは適切でないと思料する。

事業対象等の制約を極力少なくして、本事業の成果を上げるため、全般としても「限定」ではなく、「優先順位」の問題として処理することが望ましい。

③ 状況調査の結果の集計の「不明」が、「不良・やや不良」の合計件数よりはるかに多いが、「不明」に対する認識が一致していないと思われる。

「不明」は、実地調査によらない場合が該当すると考えられるが、「記載上の留意事項」の中に、「実地調査によらない場合、資料名を記載」とあり、資料名の記載事例をチェックするが、状況調査票の中に該当事例がない。従つて、「不明」の実態が明瞭でない。

岡山県借行会の現地調査結果、「管理

者等・建立時期の不明」はあるが、「管理状況の不明」はない。

④ 調査対象が「慰霊碑」であるが、市町村によつて、「戦没者芳名碑」等の付設碑、及び碑以外の「祖霊社」「招魂社」等の慰霊顕彰施設の取扱いが一定でなく、また個人が特定の個人のために建立した碑を調査対象に含めている事例がある。

岡山県借行会では、調査の目的及びデータの斉一性を考慮し、碑以外の全ての慰霊顕彰施設（但し個人を除く）を調査対象とし、同一敷地内に複数の碑がある場合も、1基とカウントしている。

エ 借行会作成の参考資料の提供
岡山県の「状況調査票」を、厚労省

の分類基準で各市町村を対象に分析した資料「民間建立戦没者慰霊碑の状況調査票の分析表」（別表1）及び岡山県借行会の現地調査資料「借行会の現地調査による忠魂碑等管理状況総括表」（別表2）をそれぞれ添付する。なお、各市町村の個別の碑等の現況の細部については、ホームページ「岡山県借行会」を参考にされたい。

③ 岡山県保健福祉課との連携
厚労省に対し処置した事項、即ち厚労省との質疑応答等、及び県で不明であった厚労省の分類基準による各市町村の分析資料の提供を連絡した。

イ 厚労省の分類基準による各市町村の管理状況の評価を、偕行会の現況調査結果と対比して作成した「現況調査に基づく市町村との連携表」(別表3)を提示した。

連携の主眼は、忠魂碑等の管理上の問題に対する国・県・市町村の認識の一致であることを強調した。

ウ 県からは、「国内民間建立慰霊碑移設等事業」の県内市町村からの補助金申請は、平成28年度の事業開始以来、該当なしとの通報を受けた。

④ 今後の各市町村との連携

今年度末の理事会で、「現況調査に基づく市町村との連携表」(別表3)により、個別の連携要領の細部について検討し、令和2年度事業として、各地区担当理事の計画により対応する予定である。

この際、各市町村の特性(例えば、以前からの偕行会との連携の経緯、「状況調査票」のデータの正否等)を考慮し、きめ細かい対応に考慮する。

6 現況調査データを活用した行事

「吉備の国巡礼ウォーク」の概要紹介

① 行事の発端

倉敷中央病院臨床研究支援センターのM理学博士が研究テーマ「打倒！フレイル(心身虚弱化)」の一環で、高齢の偕行会会員の健康管理に注目さ

れ、情報提供している中で、M博士、偕行会会長が共同世話人となり、「吉備の国巡礼ウォーク」実行委員会」の設立に至った。

② 行事の概要

隔月を目前に、県内の史跡・神社仏閣・忠魂碑等を巡る長距離歩行(20km〜30km)大会を実施する。

③ 偕行会の協力内容

ア 計画段階における忠魂碑等を含めたコースの選定及び一般参加者の募集
イ 実施段階における現地での案内誘導及び忠魂碑等のブリーフィング

④ 実績

第1回は平成30年11月東総社駅〜県護国神社コース(10カ所の忠魂碑等の巡回)を歩行し、第2回は前年度の豪雨災害で被災した倉敷市真備地区を含むコースを選定して慰問をするともに、忠魂碑等の被災状況も確認した。

現在までに4回実施したが、各コースでは、岡山県が生んだ偉人「山田方谷」大養毅「宇垣一成」加賀尾秀忠「三木行治」のそれぞれ足跡も辿った。

おわりに

平成27年度定例県議会で、偕行会会員渡邊吉幸議員が、『戦没者の慰霊碑の管理のあり方』について質問をした。県知事の答弁は、「今日の平和と繁栄が、戦争によって命を落とされた

方々の尊い犠牲の上に築かれていることを心に刻み、悲惨な戦争の教訓を後世に伝えて行くためにも、地域の方々によって慰霊碑が大切に管理されるよう願っている。それぞれの思いの詰まった慰霊碑であるので、国の動向を注視しながら、県としても、市町村とともに、これからも関心を持ち続けたい」であった。

我が偕行会の約4年間の忠魂碑等の現況調査を振り返ってみると、

① 忠魂碑等の現況調査について、「何のために調査をしているのか?」という質問を受ける。

究極的には、「忠魂碑等を末長く維持管理する」ためであり、そのためには、忠魂碑等の現況を、そして建立以来の管理の推移をそれぞれ現地で確認し、その状況を周知することである。

現地で住民の方々から聞き取り調査をすると、親切に協力して情報を提供し、更には慰労をしてくれる。

現地調査そのものが、忠魂碑等を周知しているのだという思いを新たにし、励みを生ずる。

② 会員から、「何時まで調査を続けるのか?」という質問もある。

調査本来が持つ弱点の一つに、現況のデータの形が一旦整うと、目的を達成したかのような錯覚を生ずる傾向がある。

現況調査は、歴史的な推移・経年の変化・季節に応ずる様変わり等を確認する必要がある、調査した結果をデータとして整備する必要がある。

そして整備データは、使用目的に合致させるために正確であるとともに、工夫が必要であるが、現状を省みると未だ不十分である。

今後の我が偕行会の在り方としては、忠魂碑等の維持管理に関わることを誇りとして内部態勢の充実を図りつつ、市町村等と密接に連携した地に足の付いた地道な活動を継続することである。

関係各位のご指導をお願いするとともに、偕行社から忠魂碑等に関連した貴重な資料を提供して頂いたことに深甚なる感謝を申し上げます。

掲載資料

- 偕行会から厚労省への提供資料
- 別表1「民間建立戦没者慰霊碑の状況調査票の分析表」
- 別表2「偕行会現地調査による忠魂碑等管理状況の総括表」

- 偕行会から県・市町村への提供資料
- 別表1・別表2及び別表3「現況調査に基づく市町村との連携表」
- 厚労省の別添ファイル2

「国内における民間建立戦没者慰霊碑の管理状況」(抄)

現況調査に基づく市町村との連携表

別表3

主眼：忠魂碑等の管理上の問題に対する国・県・市町村の認識の一致

共通の連携事項：本分析資料の提供、ホームページ（岡山県倍償会）の紹介、振響⇒市町村広報誌への掲載

Table with columns for region (岡山, 備前, 備中, 美作), city/town/village, survey year, and management status (good/bad/missing).

参考：厚労省集計データ 31.9基 13 38 6 52 注1：1カ所に複数の碑等がある場合1基に修正し計上

倍償会現地調査による忠魂碑等管理状況の総括表

別表2

〔調査期間：平成27年7月～令和元年11月〕

Summary table for Keihan Kai with columns for total count, survey area (by district), and management status.

注1：1カ所に複数の碑等がある場合1基として計上 注2：招魂社等=碑・塔以外の施設

「民間建築士等慰霊碑の状況調査票」の分析表

別表1

Detailed table for private construction companies with columns for survey area, year, and management status.

注1：1カ所に複数の碑等がある場合1基に修正 注2：前回の調査は、28年度

厚生労働省の別添ファイル 2 「国内における民間建立戦没者慰霊碑の管理状況」(抄)

平成31年3月

	慰霊碑の数	慰霊碑の管理状況				慰霊碑の敷地の管理状況			
		概ね良好	やや不良	不良	不明	概ね管理良好	やや管理不良	管理不良	不明
1 北海道	246	179	38	12	17	196	1	13	36
2 青森県	194	167	4	3	20	155	0	15	24
...									
33 岡山県	319	268	8	5	38	261	6	0	52
...									
全国合計	16091	13705	526	217	1643	13339	149	267	2336

出典：<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000484795.pdf>

(厚生労働省ホームページで「国内における民間建立戦没者慰霊碑の管理状況」と入力すると全都道府県の状況を確認できます)